

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書 3(1)、(イ) 環境省用集計ツールの運用、 (b)令和4年度末時点の PCB 廃棄物の届出情報及び過去年度の PCB 廃棄物の届出情報の集計・解析では、『処理への地域的需要等（収集運搬の合積みや分析等）を公開することで処理促進を図ることを目的に、環境省用集計ツールあるいは都道府県市用集計ツール等において、届出情報に基づく PCB 廃棄物の情報（保管場所、種類、濃度等）を地図上にマッピングされた状態で確認できるような工夫を図ること。』 とありますが、この「地図上にマッピングして確認」する側で想定されている利用者の範囲とその規模感についてご教示いただけますでしょうか。 また、マッピングする際の利用を想定している地図について、具体的な名称をご教示いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>利用者については、直接的には地方公共団体、間接的には無害化処理認定処理施設の事業者や収集運搬事業者を想定しており、市町村単位でのマッピングを考えている。 地図については、国土地理院の基盤地図情報等を想定しておりますが、必要に応じて提案書等にてご提案頂いた内容も踏まえさせていただきます。 下記URLは参考になります。 <a href="https://fgd.gsi.go.jp/download/mapGis.php">https://fgd.gsi.go.jp/download/mapGis.php</a></p>